

総務委員会会議録

令和4年11月8日(火)
(開 会) 10:00
(閉 会) 11:49

【 案 件 】

1. 入札制度について
2. 情報発信について

【 報告事項 】

1. 財産の取得(消防ポンプ自動車)に係る進捗について

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○契約課長

令和4年度建設工事の入札執行状況につきまして、お手元の資料に基づきご説明いたします。

入札制度についての1ページをお願いいたします。この資料は、令和4年9月末までに執行いたしました「工事契約落札率別内訳表」で、設計金額が130万円越えの工事請負契約案件について、落札率別に記載したものでございます。入札件数の合計は49件、契約金額の総額は19億7556万1500円で平均落札率は91.77%となっております。

次に、資料の2ページから3ページをお願いいたします。この資料は、令和4年9月末までに執行いたしました条件付一般競争入札の実施状況でございます。9月末までに17件の条件付一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が10件、建築一式工事が6件、専門工事が1件となっております。17件のうち変動型最低制限価格方式6件を除く11件全てが最低制限価格で応札がなされ、11件中11件がくじ引により落札者を決定いたしております。3ページ上段に記載しておりますが、平均落札率は90.91%となっております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。これは等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札の執行状況で、9月末までに6件実施しておりまして、平均落札率は90.43%となっております。以上報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

委員長、ちょっと体調不良で立ったり座ったりできないんですよ。できましたら、とりあえず冒頭は立っておきますが、続けての質問をちょっと着席のまま許可いただきたいんですけどよろしいでしょうか。

○委員長

分かりました。

○小幡委員

今、入札の結果報告をお聞きしましたが、ほとんどがくじ引ですよ。飯塚市は上限と下限の価格を公表していますので、取る意思がある企業とすれば、業者さんとすれば、やはり最低で勝負するしかないということで、大半が最低価格を入れて、結果くじ引というような話になると思うんですけどね。くじ引ですから平等といえれば平等なんですよ。ただし、このくじ引になることが良いか悪いかは別問題として、最大の決定は最低価格もしくは、価格が公表され

ているということは、本市の企業育成の目的の一つであるやはり業者の育成、価格が分かると積算資料はあるとはせよ、見積りをやらないんだよね。これが最大の欠点かと思っております。これは今日、云々という話ではないんで、見積りをしっかりと業者がされるような方向というか、方向性というか、それも契約課のほうで1回検討していただきたいと、まずは冒頭要望ですね。

質問ですが、この中で言う2ページの10番、仮称ですけど、楽市・平恒の統合保育所の園舎建設工事かな。これは総合評価方式で入札されましたよね。同じ一般競争入札はいいんだけど、総合評価方式にした理由が一つ聞きたいのと、先立って業者さんのほうから総合評価方式に対する請願が出ていまして、今後、契約課もしくは執行部も総合評価方式をどのように見直していくかということを検討されてきたと思うんですが、検討した結果を総務委員会のほうに、正確には報告なしで当面、総合評価方式による入札はないということで、方向性が示されるまで、ないものと思っていただけで、報告はないけど、総合評価落札方式で入札されましたよね。当初の総合評価方式のやり方と今回執行した総合評価方式による入札制度は、どのように変えてどのように実施したのか、できたら報告を願いたいんですけど、お願いします。

○契約課長

今回、今年度実施いたしました（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事につきましては、総合評価方式において行っておりますが、これにつきましては、1億5千万円以上、設計金額が1億5千万円以上の土木一式工事、建築一式工事については、総合評価方式で実施するという旨の要領を定めておりますので、それに従って実施をいたしております。それから昨年と変わったところがございますが、昨年度に要望書を提出いただきまして、それに基づいて飯塚市のほうでも、先進地などの研究を行っておりますが、まず透明性というところで、昨年度お話がありましたので、今年度に昨年まで内部で評価、業者から出されました施工計画について、内部で検討を行って、それを外部の委員に意見聴取して最終的に決定するというような形にしておりましたが、今回、公平性・透明性をさらに確保するために、外部の学識経験者2名を加えました飯塚市総合評価技術委員会を設置して、総合評価競争入札における評価基準の設定並びに採点を実施するように見直しを実施しているところでございます。

○小幡委員

着席のほうは申し訳ない。今、説明を受けて総合評価方式の変わったところは、技術委員会に本市だけではない、他市から、他市ではないな、有識経験者というかな、外部から2名を参加してもらったと。メンバーの数とこの2名はどこに所属された方ですか。

○契約課長

外部の学識経験者2名につきましては、1名が国土交通省の職員、もう1名が近畿大学の教授をお願いいたしております。メンバーの人数は13名でございます。

○小幡委員

13名中、国交省と近大の教授を含めて13名と。11名の名前はいいませんが、部長、課長、何課のメンバーがおるか教えてください。

○契約課長

総合評価技術委員会の委員につきましては、役職名で申し上げます。都市建設部長、それから都市建設部次長、契約課長、農業土木課長、土木管理課長、土木建設課長、建築課長、都市計画課長、企業局上水道課長、下水道課長、上下水道施設課長、以上です。

○小幡委員

ほとんど本市の土木建築関係に関わった、都市計画もありますけど、そういう部課長で構成されたメンバーだと思うんですけど、それは適任者だと思うんですけどね。この技術委員会の中で評価しますよね。全員で評価するんでしょうけれども、評価点は20点満点ですかね。20点満点の評価の内訳をもう一度教えてください。

○契約課長

評価の配点につきましては、委員が申されましたように満点が、加算点が20点満点、そのうち施工計画に当たる部分が8点、企業の技術力が6点、配置予定技術者の技術力が6点という内訳になっております。

○小幡委員

合計20点ということ、それぞれが、今回の場合は7者で1者辞退していますので、6者の評価点をつけたということですね。13人のメンバーで20点を満点として加算方式、減点方式、どちらのほうでやっているんですか。

○契約課長

こちらの評価については、まず標準点の100点を参加資格者全てに与え、それに加えて加算点が20点を加算するという形になっております。

○小幡委員

評価点をつけるときの公表はされていないので、我々は見ることができないんだけど、一つの例として施工計画書をチェックします。A社とB社がそれぞれ今回の場合は6者出ているんでしょうけれども、13人もいらっしゃったら、同数の点数をつける場合もあれば、極端に13人中、トップの点数と一番低い点数の差というのが出るでしょう。意味は分かりますよね。そういうときの調整はどんなふうにならているんですか。

○契約課長

総合評価の評価点数をつけるに当たっては、今回の保育所の件については建築工事でございますので、建築課のほうで内容を確認して、それで評価項目の点数の案と申しますか、を作りまして、それについて外部の委員を含めた内部の技術評価委員会の中で、協議を行っておるところでございます。

○小幡委員

今の説明だと13人のメンバーがいますが、評価点については、もう建築課のほうで事前に点数をつけていて、それを13人の委員会のメンバーにお示しして、協議してもらおうと、そういうやり方をやっているということね。ということは13人がそれぞれ資料を見たり、その会社の評価をしていくわけではないということね、そういうことでしょうか。

○契約課長

業者のほうから提出された資料というのは、委員のほうで見ますけれども、それぞれが点数をつけて、その合計で評価するのではなくて、一つの案を作って、それに各委員から意見を加えて、最終的に決定するというような流れになっております。

○小幡委員

私が言いたいのは、建築課が事前に査定しておきますということですよ。13人もメンバーをそろえて、国交省も大学教授も来ているけど、こういう点数になりましたということを協議するだけだから、そこで一つの例として何か異論は出ますか。何でこの点数なのだと、私が評価することと違うというような異論が出る場合がありますか。

○契約課長

建築課のほうで案を作っておりますが、それについて様々な評価、このような部分について評価するというような、細かい内部の資料はございます。それについて外部の委員から、この点数については、加点すべきではないとか、逆にここは評価して、点数をつけるべきではないかというような意見は実際に出ておりまして、それを取り入れたところで最終的に決定をいたします。

○小幡委員

やり方は分かりました。それが正しい、正しくないは別として、飯塚市はそういうやり方をやっていることね。それでこれは通例なんですけど、施工計画書は8点、20点満点の中では、

点数が一番高いですよ。これは施工計画書は、実際はどういった計画書を求めているんですか、文章のみ。

○契約課長

施工計画につきましては、樂市・平恒統合保育所の工事で申しますと、施工計画について評価するものとして、一つが品質管理に関わる技術的所見ということで、それについて提案を4つまで提案することができるというふうに定めております。もう一つが、施工上配慮すべき事項ということで、これについても4項目を提案することができるということにしております。それぞれの提案について、内容を評価しているということでございます。

○小幡委員

今の説明は分かるんだけど、それは文章で事業者としては提出するんですか、施工計画書。

○契約課長

提案につきましては文章、それとそれの裏づけとなる資料を提出いただいております。

○小幡委員

もちろん総合評価方式だから品確法にのっとった評価をするんでしょう。それを4つ提案されていると。施工上の問題とか配慮も4つ提案させるということで、あくまでも文章で提示し、必要な書類をつけてでしょう。通常は施工計画書は、仮設工事から工程表から、全ての施工計画の内容をレクチャーしても一緒ですけど、すごい量があるんですね、本来は。ただ本市は、そこまで求めていないということなんでしょう。仮設工事でも基礎足場から建物に関わる場合は足場から、走行計画とか、搬入路とか、安全対策とか、そういうのを本来はこういうふうに施工計画上、工程表も含めて、提出するのが施工計画書なんです。総合評価方式に関わる施工計画書の作り方とかいって、100点満点の施工計画書と、ネットでもそれを専門にする会社もあるんですよ。そこに頼めば、答えが出てくるというようなやり方がね。ですから実際に、本当に飯塚市の指名業者の業者さんが作っているのか、そういうところに依頼して作っているのか、定かではないんですよ。分かるでしょう、意味が。だから先ほど冒頭に言いました指名業者さんの企業の育成のためにも、この施工計画書のもうちょっと内容の見直しも、一度検討していただきたいと思います。これも要望でいいです。

我々も今回、もう後時間がないんだけど、入札制度に関わって総合評価方式に対する請願も出ているので、本来はこの20点を、どのようなつけ方をしているのかとかいうのを委員に1回レクチャーしてもらいたかったんですよ。こういう案件ですと、こういうことで点数をつけておりますと。どこかで機会があったら1回指導していただきたいと思っていただけ、そこら辺も今後、次年度も選挙がありますし、メンバーが変わると思うんだけど、また総務委員会等で入札制度を扱う場合は、そこら辺の仕組みの説明等も一応頭に置いておいて、機会があったら説明してください。そうしないとメンバーでも総合評価方式がよく理解できてないメンバーもいますしね。やはり委員会としてのレベルアップも図らないと、審議にならないんだよね。その点よろしく願いいたします。

総合評価方式はちょっとその程度にしまして、前回8月の閉会中の委員会で、工事関係はともかく物品に対するちょうど移動式観覧席を例題として質問したんだけど、私からすればちょっと考えておいてとか、また検討してくださいという宿題を上げていたつもりなんで、ちょっと回答ができるのであれば、回答していただきたいし、検討中であればまた検討中ということでもいいんだけど、ちょっと何点かお聞きしますね。

前回の8月の委員会で、移動式観覧席における物品納入で、会社名でいけば福岡ソフトウェアセンター、これは三セクだよと、飯塚市が出資した会社だよと。許斐部長に法的には問題ないけど、政治倫理上はちょっと問題があるのではないのということを投げかけていました。許斐部長から飯塚市政治倫理条例の第1条の目的を読み上げていただいたんだけど、三セクは飯塚市とみなすということで、それに市長とか議員たちが関与してはならないとか、圧をかけて

はいけないということが明記されているんだけど、この三セク、福岡ソフトウェアセンターの出資比率で飯塚市は幾ら出資しているんだということを尋ねて、調べておいてと言ったんだけど調べられましたか。分かったら教えてください。

○契約課長

福岡ソフトウェアセンターへの本市の出資割合については、14.3%となっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:24

再 開 10:33

委員会を再開いたします。

○契約課長

失礼いたしました。福岡ソフトウェアセンターにつきましては、資本金が10億4700万円で、うち本市の出資額は、出資比率が14.3%、出資額は1億5千万円となっております。

○小幡委員

先ほど申したとおり、法的には問題ないと、三セクが関わってもね。ただ条例上、政治倫理条例上はどうなのということは検討しますということやったんだけど、それに対しても問題なかったのか。その点、検討されましたか。言った理由は、こう聞いたんですよ。先ほど申したとおり市長とか議員が関わってはいけないという観点から、三セクはオーケーだよと、もちろん出資しているけどね。入札参加もできるし、落札しても構わないと、法的には問題はないと言いながらも、やはり市民感覚的にそこに飯塚市を代表する市長が役員としておるから、それは大丈夫なのということなんよ。だから市長が役員ではなくて、相談役とか、権限のない立場での役職であれば問題ないのではないかなと思うんだけど、その点のそういった観点からは、検討されましたかということです。

○総務部長

政治倫理条例との関係で申しますと政治倫理条例で前回も目的の中でお話、朗読をしましたけれども、目的の第1条に政治倫理上の目的として市長、特別職それから議員の皆さんについては、まずは影響力を不正に行使して自己の利益を図ることがないように必要な措置を定め、これによって政治倫理の発展に寄与するということが目的とされております。ここで言う影響力を不正に行使するということは、条例上あるいは法令上も影響がないということは、先ほど委員のほうからも説明があったとおりでございますし、自己の利益を図るようなことには、制度上もなり得ておりませんので、政治倫理上どうなのかと言われると、この目的には合致しておる、要は政治倫理上は問題はないというふうに解釈をします。

○小幡委員

部長の解釈はそうだろうけど、条例は不当な影響力を与えてはいけないなんですよ。前回も与えたとは言わないけど、与える立場におる人がおってはいけないのではないかとことを聞いたわけ。だから市長が、一般的に発注者側で予算を知り得る立場におる人がやはり役員でおるのは、そういう不正とは言わないけど、できる環境があるということ自体が問題ではないのかという投げかけなんですよ。何もやっているとは言っていない、断言はしていない。ただそういうのは、やはりそういう役職におられるのは、避けた方がいいのではないのかというのが倫理上、可能性として出てくる以上は、検討していただきたいということを言ったんですよ。それに対する考えは、どう部長は思われますか。

○総務部長

先ほどと同じになりますけれども、政治倫理上、不正に行使することがないと、それから自己の利益を図ることがないように必要な措置を講じるということですので、それについては三セクの在り方あるいはその制度の運用の中で、きちんとその措置がとられておりますので、そ

れをもって政治倫理上好ましくないというふうには判断をいたしておりません。

○小幡委員

そうですね、本市の部長としてはそういう答弁しかできないと思うんだけど、一般論的に市民が思うのは、代表取締役社長は、市のOBだよと、市長も入っているよと、予算を知り得る立場におけるのではないかと。現にこの前、タブレットといったかな、落札もしているんで、そういう疑われるようなことをなるべく避けましょうということなんだよ。だからこうしなさい、ああしなさいは言わないけど、それも頭に入れて検討してほしいと。入札においては、やはりその段階ではちょっと市長に、そういった会議には出席を求めなかったとか、何か不正がありませんよという立証するのも、そちら側の責任だから、そういうふうにして、お互いを払拭するような行動を、とれるような体制づくりも検討してくださいということです。これも要望で終わります。

三セクはそういうことでいいんだけど、もう一つは、契約課の課長の答弁で、物品納入については納入実績が過去になくても、入札参加は可能だよということを言われましたね。これは実績がなくとも参加ができるということは、それはいいと思うんですよ。だって、参加しないと実績できないからね。その中でこう答えられた。参加資格の要件の中に明記していないので問題ありませんというのが、入札参加した業者さんの株主をチェックしないのかと。物品納入では、株式の保有株数まではチェックしていませんと。なぜしないのかという質問に対して、今言ったように、参加資格要件の中にそういう項目がないと、項目がないからしないんだと。それはそれでいいんだけど、仮に株主が反社、反社会的勢力が実質上の株主だったといった場合の、チェックができないのではないですか。それは分かりますよね。この前指摘したのは、半数の株を保有しているのが、当飯塚市の議員さんだと。それでも問題ないのかということの問いに対しては、今言ったように参加資格要件の中で、株主チェックという要件がないから、今、フリーパスなんですよね。それは今後どうするのか検討してくださいということを行いました、検討をなさいましたか。

○契約課長

参加者の株主が議員であった場合などということですが、反社会的勢力の場合ということですが、それについては現時点では、行っておりませんが、ちょっとまだ他市でそのようなことをやっているのかということまで、詳細なちょっと調べがついていないので、ちょっと検討はさせていただきたいと思います。

○小幡委員

8月の段階でも調査研究しますということですから、今の今日の段階では結論が出ていないなら、もう少し今、課長が言われたように調査してみてください。私としては、やはりそこまでのチェックが必要だと考えております。先ほどの例で挙げたように実際は反社会的勢力が事実上のオーナーだったとかということがないように研究してください。これも宿題で構いません。

参加資格要件の中には株式まではチェックしないと、物品納入に関してはね。ただ一方、土木建設関係とか、工事に関わる入札をやっていますよね。あの場合は、株主のチェックをやっているんですか。

○契約課長

株主のチェックは行っておりません。

○小幡委員

それも指名申請のときに、要綱・要件の中に入っていないからやっていないんですか、それともやらない理由を教えてください。

○契約課長

おっしゃるとおり要件のほうにも定めておりませんが、これまで行っていく中で株主のチェックということまでは考えておりません。

○小幡委員

考えておりませんは分かるんですけど、先ほどの事例と一緒にチェックする必要があるのではないかなと思っっているんですよ。実際は、株主が議員さんだったりとか、反社だったりとかいう可能性があるでしょう。だから経審を取りますよね。経審の中に株主構成は入っているのではないですか。それはチェックしていないんですか。

○契約課長

経営事項審査については結果表、評定値が書いてある結果表を添付していただいておりますが、中の細かい資料については添付をいただいておりますので、そこまでは確認できておりません。

○小幡委員

要するに、経審の点数だけをチェックしようということか。中身をチェックしていないということね。細かい資料を見れば、会社の構成が全部出ていますので、これも要望だけど、チェックするべきだと思う。

事例として名指しで言わせてもらえば、体育館とか、消防署とか、いろんな総合評価方式等、プロポーザル等で入札をやりましたよね。その中で株式会社サカヒラさんと九特興業株式会社というのが出てくるんですよ。同じ建築のS等級なんですよ。並列して入札参加されているんですよ。それは別会社でしょう。ただし、それぞれの住所は同じ住所だ。それで株主構成を見れば、九特興業さんというのは、別会社なんだけど、株主は全部サカヒラさんところなんだよ。だから業界が言っているのは同じ会社ではないかということなんですよ。九特興業さんは、10万株発行しているのかな。その10万株全てサカヒラさんところの株式会社サカヒラさんのところのオーナーとか、会長さんとか、社長さんたちが保有しているんですよ。誰が見ても同じ会社なんだよね。これが2者入って、交代交代で取るということは実質上は1者が取りよるといような話を業界で言われて、私のところにもその資料も持ってこられました。これは工種が違うならともかく、それを知らなかったから、同じ入札に参加させて、片方が取ったときの議会承認までやっているんですけど、同株主の場合は問題ないかどうか、今の判断はどうなんですか、教えてください。

○契約課長

別の会社で、その株主が同じということですが、どうかということですが、現時点でその問題があるとは考えておりません。

○小幡委員

現時点で問題があるとは考えていない理由は何、問題ないという根拠は。

○契約課長

建設工事で申しますと、会社が法人として、それぞれ成り立っております、それぞれが経営事項審査の審査を受けて、総合評定値の結果通知を受けておりますので、それに基づいて、それぞれ別の法人であるということで問題ないと考えております。

○小幡委員

法人格には問題ないんですよ。でも実質的なオーナーということは、株式会社の定義をよく調べておいてと、これは前回言いましたけどね。株主構成の中で、極端な話、権限を持っている株主が代表取締役社長外に株主がおるんだよ。そこがその会社の実質的なオーナーで、結局、権限がそこにあるんですよ。ですからA社とB社で同じ株主であれば、一般競争入札で競争性が働きますかということを知っているんですよ。私が会社を持っている、もう一つの会社も持っている、オーナーは私と。入札に同時に参加したときに、判断は誰がしていますかということなんですよ。そういうことで入札制度として、そうしている問題がないのか知っているんですよ、別会社だから問題ないではなくて。その点はどうか考えられますか。

○契約課長

株式会社で申しましたら、役員の取締役などがいて、取締役会などで意思決定をしているところで、委員がおっしゃるとおり株主のほうがそこに影響力があるのではないかというように話ですけども、そこまで細かいこと言うとあれですが、株主として、その会社に意見を出すということはあるとして、その決定はその取締役の役員の中で会社の意思を決定しているということですので、それについてその株を持っている方が同じだから、駄目というふうには考えておりません。

○小幡委員

株式会社をよく調べて。あなたの今、課長の答弁は間違っているよ、法律が変わっているんですよ。よく調べてください、この場で答えられないけどね。株主がそんだけおるということは、実質支配者なんですよ。役員なんか名前だけ連ねたってなんぼでもあるから、法律上、表面は別会社でも実質的なオーナーが誰なのかという今時代なんですよ。だから今日は答えられないけれども、また1月の閉会中の審査がありますので、株式構成で実質上オーナーだということの場合にも、参加できてしまったら、権限は誰にあるのかと、いろいろ考えてみてください。だから、他業者から言わせれば、同じ会社ではないか、住所も一緒ではないか、オーナーも一緒ではないか、談合しているに決まっているではないかという疑義を生じさせるようなことがいかんよということなんですよ。それを排除する方法を研究してください。検討してください。

もう1点、関係の会社、議員に關係する会社が飯塚市の指名業者と、そこが仕事を落札する、これはありますよね、議員の關係する会社。でもその關係する会社から配当をもらっている場合、議員が。なおかつ、当該する企業が落札したときの、議会承認のときに賛否に関わると、そういうのも問題ないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:52

再 開 10:59

委員会を再開いたします。

○副市長

ただいま質問委員のほうから、株の持ち主等、あるいは配当等によって、受けている方が議員さんがおられる場合の業者、これが例えば入札に参加する、あるいは採決、議案として上程する。いろんな課題を今ご提示いただいたところでございます。今現在、契約課のほうで株式の保有状況等を鑑みて、例えば入札参加資格あるいは指名資格、こういった部分についての審査を行ってはおりません。ですので、現状の入札制度においては、こういったところについて、問題視はされていないところではございますが、いろんな法等の改正もある中、また皆さん御存じの入札制度は毎年見直しが必要な制度でございます。本日いただいたご質問等につきましては、執行部のほうで今後、研究検討していきたいと考えております。以上でございます。

○小幡委員

今、副市長が答えられましたとおり毎年、入札制度が変わっていくので、本市としても総合評価も含めて入札制度の研究等、またしていただきますように要望しておきますね。お願いします。

ちょっと教えてほしいことがあります。今、本市は電子入札というのをやっているし、一般的な入札もやっているし、郵便入札というのもやっていますよね。郵便入札における流れを説明していただけますか。どのように公告し、どのように入札を行うかというのを。流れで結構です。

○契約課長

郵便入札につきましては今、委員おっしゃいましたとおり電子入札を導入しております、例えば土木一式工事などは、電子入札で行っておりますが、それ以外、以外と申しますか、ま

だ現時点で電子入札の対象にしていないう業種がございまして、それについて、郵便入札で行っておりますが、郵便入札につきましては、通常の電子入札と同じといたしますか、まず、案件がある場合に業者宛てに指名競争入札で申しますと、指名の通知を行いまして、その中で、いつ入札会を実施する日付、日時というのを通知いたしまして、あとは郵便での提出方法を示しております。具体的には、郵便入札の工事の場合は、新飯塚郵便局留めで、入札書を提出していただくようにしております。日時までに届いた郵便入札のものを、局留めになっておりますので、入札日に取りに参りまして、それを入札会で開札を実施いたします。郵便入札の場合は、入札に参加する業者の中から2者2名の方に立会人として立ち会っていただき、そこで契約課のほうで開札を行い、その開札の結果を立会人に確認をしていただいております。

○小幡委員

やり方としては完璧だよな、局留めだから。それを市の職員がもらいに行くと。今、入札に参加したメンバー2名を、これは抽せんではなくて、お願いするという形なのかな。その2名が立会いの下で開封するということですよな。ですから、その流れの中では今、不正は考えられないんだけど、局留めの郵便物を取りに行くのは、入札日に取り行くんですね。再度確認しますが、以前に取りに行く、どちらですか。

○契約課長

工事の入札については、大体午後に実施してございまして、入札日の午前に郵便局に取りに行っております。

○小幡委員

午前中に取り行って、業者さん、参加業者さん2名の立会いの下、開封すると、それで公表するということですよな。その流れの中で何者入札参加されているという公表はしていませんよね。仮に10者呼んだけど、8者しか入っていないとするね。その数の公表はやっていませんよね。それはどうですか。

○契約課長

何者というのは、公表はいたしてございせん。

○小幡委員

特に電子入札は、何者入札に参加したかというのは、ほとんど見えませんよね。郵便も見えませんが。ですから飯塚市としては、今回入札参加者が何名ですよとかいう公表はやっていませんよねということでもいいですよな。ありがとうございます。

今回、印刷関係の会社から要望書が出ていますよね。それはどこに隠れているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:05

再 開 11:06

委員会を再開いたします。

○小幡委員

今、ちょっと資料を出していただきましたが、これは飯塚地区の印刷会社の会というところから、「印刷業務の指名競争入札（見積）における参加資格の見直しと印刷業務の指名競争入札（見積）における最低制限価格の制定に関する要望書」というのが上がっていますよね。中身は、読み上げませんが、飯塚地区印刷会社の会ということで9者の連名で提出されておりますが、この内容を読みまして本市契約課はどのような印象というか、考えというか、見直す点があるかどうか、あったら教えていただきたいんですけれども。

○委員長

ただいま委員のほうからご紹介いただいた、印刷業者からの要望書につきましては、飯塚市市長宛てで10月21日付で市内の印刷業者9者の連名で出されております。飯塚市内の印刷

業者につきましては、物品の指名の登録の中で、出させていただいておりますが、そのうち印刷・写真を業務として、届け出ている業者が21者、そのうち第1希望を印刷・写真としている業者が18者いらっしゃいます。その中で、いわゆる普通の印刷である一般印刷という業務を受託可能であるという業者が16者いらっしゃいますので、今回出されているのは、16者中9者の印刷業者の方から出されております。

内容の概要といたしましては、印刷指名登録の中で、印刷業務の指名をするときに印刷設備を保有していることを条件としてもらいたいということ。それから印刷の業務について、最低制限価格を設けてほしいという大きく2つの要望の内容となっております。それで、この分につきましては、現在飯塚市では印刷の業務については、物品の発注業務として出しております。ですので、今時点で印刷業務の登録に際して、印刷設備を有しているというような条件を設けずに、入札を実施しておりますが、これについては他市の状況をちょっと調査いたしまして、今後検討を行いたいというふうに考えております。

○小幡委員

いろいろ要望書に書いてありますけど単純に言えば、印刷を本業として、輪転機とか、データ処理のパソコンとか、印刷に関わる機械まで、設備をそろえた会社と、持っていないけれども言い方が悪いけど、丸投げでよその印刷会社に頼んでというようなところと、差別化を図ってほしいということだよ。そういった印刷を専門として用途を出しているところは機械の損料もいるし、投資もいったし、従業員も多いと。その中で、そういった今、時代背景もあるんだろうけど送れば安く印刷してくれるというようなところと、対等に同じ土俵に上げないでくださいという、概略そういう要望ですよ。今、課長が言われるように検討しようということなんですけど、今度、次の閉会中でも1月の委員会になるので、それまでで構いませんので、私たちとすればこの物品納入に関わる印刷業の発注状況が分かんないんですよ。過去3年間でも5年間でもデータを揃えられるところで構わないんだけど、これだけの金額をこれだけ年間に発注していますという、どれぐらいの工事量がある、発注量があるのか、データがあれば準備しとってもらいたいんですけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:12

再 開 11:23

委員会を再開いたします。

○契約課長

先ほどご質問いただきました印刷業務の発注件数につきましては、令和3年度分につきましてはお答えいたします。令和3年度につきましては、40万円以下が各課契約分でございますが、それが146件、次に40万円越え80万円以下のものにつきまして3件、それから80万円越え、こちらは契約課入札の分でございますが6件、以上となっております。

○小幡委員

令和3年度の実績は、今、口頭で教えていただきましたので、過去3年間、5年間どれぐらい出せそうですか。

○契約課長

過去3年分で――。5年分も調べれば出すことは可能です。

○小幡委員

次回、閉会中の委員会までに5年分の資料を要求したいんですけども、委員長のほうでお取り計らいください。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま小幡委員から要求がっております資料は5年分の提出は

可能ということによろしいですか。

○契約課長

5年分、次回提出させていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、次回の閉会中の委員会までに執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと最後の質問にしますが、印刷業界からもこういう要望・意見が出ております。過去、入札において経審を受けている造園業あたりからも、ランクづけとか、工事の金額に応じて入札の制度を見直してほしいという要望が上がっていたんですけども、それも研究調査いたしますということだったんですけど、ほかの工種もあるんですけどランク付けもしくは、そういった考えがあるのか、今調査中なのか、造園業に関しては何か検討なさっていますでしょうか。

○契約課長

造園工事のことでございますが、造園工事の登録業者数、今現在で13者でございます。ランクづけについては、例えばほかの電気設備のようにAランクBランクというようなことに分けますと、金額に応じてそれぞれに発注可能なものが変わってまいります、業者数が少ない場合にランクづけをしますと、発注がある場合、対応ができない場合もありますし、競争性が低下するというような課題もございますので、今時点で造園工事について、ランク分けをするという考えを持っておりません。

○小幡委員

ランク分けができない理由は、業者数が少ないということでしたね。造園業に関しては13者しかいないんで、AとBで分けるとすれば7者と6者ととか、そういう形になると思うんですけど、本市の入札における業者数は、どの程度の業者数が増えれば、そういうランクづけをするとかいう規定、内規等はあるのでしょうか。

○契約課長

そのような規定はございません。

○小幡委員

そこら辺も踏まえてちょっと今後、調査研究のほうをよろしくお願ひしたいと、ここは要望で留めておきます。要望されている業種の方々は、やはり十数者集まって、入札参加するんですけど、言い方が悪いけど、やはり一人親方のところもあれば、十数人の従業員を抱えて、それなりの設備投資をしたところもあって、同じ土俵での入札はおかしくないでしょうか。土木建築に関わっては細かくランクづけをしていますよね。それに依拠して工事発注されているんで、できればそういう見直しもというような意見が出ております。今回の印刷業者もそうですよね。ですからそういう関わるような、ある程度の今、数ははっきりしていないということだけど、その程度の業者数が増えたところについては今後検討のほうよろしくお願ひしてちょっと質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

入札制度については、これまでいろいろな審査を行ってまいりましたが、入札制度の目的の一つに、地元業者の育成というのがありますが、再度確認のためなんです、入札制度での地元業者の育成を行う理由は何か、お聞かせいただけませんか。

○契約課長

公共工事などの発注を地元業者に行うことで、受注機会が増えることによる地元業者の能力の向上、それから地元で働きたいという、労働者の増加、ひいては地域活性化、地元経済の発展につながるものと考えております。

○深町委員

次に、先日の委員会で予定価格と最低制限価格を事前公表としていることから、くじ引が増加しているという課題があるとありましたが、地元業者の育成の観点からくじ引が多いとどのような考えに至るのでしょうか、お聞かせください。

○契約課長

これまでの総務委員会の中でも、本件につきましては様々ご意見をいただいているところでございますが、くじ引という偶然による受注が増加することになり、結果として技術力、経営力のすぐれた企業の努力が報われない状況を招いているということが考えられます。また、地元業者の見積り努力を損なわせるなど、このことが工事の品質低下や事業者の技術力の低下につながることも考えられ、本市といたしましても、非常に重要な問題であると認識をいたしております。

○深町委員

次に、先日の総務委員会の行政視察で最低制限価格を事後公表としている自治体に行ってきました。その自治体では、導入した直後にはくじ引が非常に減ったということでしたが、最低制限価格を事後公表とした場合のメリット、それからデメリットがあればお聞かせください。

○契約課長

最低制限価格を事後公表とした場合のメリットにつきましては、最低制限価格に合わせた形ではなく、業者ごとに本来の実績積算、実績見積りを行うことで業者間の見積り・積算能力の向上につながるものと考えております。一方でデメリットといたしましては、職員への不当な働きかけ、情報漏えいによる不正行為などが考えられ、懸念されるところでございます。

○深町委員

本市として最低制限価格の事後公表の導入に対してどのように今後考えているのか、お聞かせください。

○契約課長

最低制限価格の事後公表につきましては、先ほど答弁いたしましたとおりメリット、デメリットがそれぞれございますので、先進自治体の運用など調査研究を行いまして、本市として適正な運用方法を精査してまいりたいと考えております。

○深町委員

先ほど総務委員会の行政視察の話をしましたが、その折に総合評価方式の他の自治体の状況についても聞きました。視察を行った自治体では、誰が評価しても、同一の評価となることから、評価は庁内で行っているということでした。同僚議員の答弁で厳密に評価を行っているということですので、業者のレベルは格段に上達していると思います。そこで総合評価方式における低入札調査基準価格の事後公表の導入について、お考えをお聞かせください。

○契約課長

低入札調査価格制度とは、低価で入札をしたものが完全な履行をしないことなどにより、結果的に地方公共団体が損害を被る恐れがあることから、これを避けることを目的として設定しているものでございます。また、低入札調査基準価格については、価格による失格基準を定めることにより、さらに高いダンピング防止効果を得ることが、可能となるものでございますが、先ほど最低制限価格の事後公表についてご答弁しましたとおり、これにつきましても同様にメリット、デメリットがございますので、先進自治体の取組について引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「情報発信について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○情報管理課長

前回の委員会にて、LINEの予約機能の具体的な使用方法が分かる資料についての資料要求がございました。

デモ画面を例に使用方法を説明します。資料の1ページを御覧ください。1、LINEのタッチメニューより予約機能を選択します。なお、資料ではデモ画面にて「試す」との表現となっております。2、予約スルーを選択します。予約を確認するは、予約後の変更やキャンセル時に選択いたします。3、予約したい事業を選択します。資料ではデモとなっておりますので、一つの事業しか表示されておりませんが、実際の運用時には複数表示されます。4、予約可能日から希望日を選択をいたします。次の2ページに移ります。5、選択した日の予約可能な時間帯が、図の中段下に表示されていますが、これにより希望時間を選択いたします。6、氏名や必須項目の入力を行います。入力項目、また必須、任意につきましては、管理者が任意に設定することが可能となっております。7、内容を確認して送信をいたします。また予約時には、予約内容を記載した完了メッセージが、前日または当日などには、予約内容を再度お知らせするメッセージが配信されます。以上簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

ただいま説明を受けましたが予約機能について、どのような業務が予約の対象になるのか教えてください。

○情報管理課長

予約対象業務は、集団健診予約、子育て支援に対する相談予約、飯塚市歴史資料館や旧伊藤伝右衛門邸の入館予約、各交流センター等のイベント等の申込み予約などを想定しております。

○深町委員

次に、このLINEの予約方法は、いつから導入するのか教えてください。

○情報管理課長

令和5年3月の予定です。

○深町委員

仮にイベントの申込み予約をして定員に達して予約が多かった場合はどのようにするのか、これも教えてください。

○情報管理課長

LINE予約では、利用者の申込み順で予約が確定する先着順、管理者の承認をもって予約が確定する承認制の2パターンがあります。2パターンがありますので、いずれかの対応となります。

○深町委員

次に利用者に完了メッセージや、リマインドメッセージが自動で配信されるということですが、どのような内容でどのように届くのか教えてください。

○情報管理課長

まずは配信される内容ですが予約名、予約日時、担当窓口やイベント実施場所及び持参いただく物等が表示されます。リマインドメッセージでは、「予約日はあしたです」などの予約日が近づいている旨の表示がされることとなっております。次に、どのように届くかにつきましては、LINEのトーク画面で「ご予約ありがとうございます」や、「予約の日時が近づいています」などのメッセージと、先ほど申した内容が届くようになっております。

○深町委員

最後にこのLINEの予約機能を使っただけないと利用者は増えません。このLINEの予約機能の周知徹底というのを、どういう方法で行うのか教えてください。

○情報管理課長

周知方法につきましては、導入開始時期頃に、市内の公共施設及び市民の目がとまりやすいJR新飯塚駅や、市内郵便局に、チラシ配布やポスターの掲示を予定しております。チラシの内容につきましては、飯塚市へのLINEの友達追加の方法や、その後の予約機能を含む各種機能の使い方などの方法を予定しております。その他、フリーペーパー、市報への掲載も予定しております。なお、チラシポスターには広告宣伝効果を期待しまして、飯塚市のふるさと応援大使に任命されておられます芳野友美さんをモデルとして、採用する予定としております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

再度確認します。実施予定日はいつからでしたか。

○情報管理課長

令和5年3月予定です。

○小幡委員

令和4年現在で、LINEでいう友達申請、飯塚市との。今、何千人程度でしたか。

○情報管理課長

現在LINEは、1万1305人となっております。

○小幡委員

令和5年3月施行する予定までに、目標友達数というのか、は掲げているんですか。

○情報管理課長

一応、毎月微々たる増はあるんですけど、やはり機能拡張して使いやすくなったとか、魅力のあるものになってからの目標値はありますけれども、最終的には12万6千人の6万3千世帯ですので、50%の5万人から6万人は目指したいと思っております。

○小幡委員

そうですね、今の時代、便利な機能ですからやはり友達が増えたほうがいいんで、先ほど深町委員がおっしゃったように、周知努力を、どう伝えるのか、それを頑張ってください。ちょっと最後に聞きますね。このLINE予約機能を利用するに当たって年間、維持管理費というか経費的には幾らかかると言っていましたか。200万円程度でしたか。

○情報管理課長

今、プロポーザルの実施で業者も決まっておきませんので、今後になります、金額等はですね。大体、すみません、月額で言いますと20万円程度となっております。

○小幡委員

前回の説明で今言われたとおり年間で200万円台ぐらいでしたよね。それ以上高くなるとかではなくて、この内容を維持したもので実施するというのでいいんですね。

○小幡委員

そのとおりです。前回は、構築費も含めてでしたので、委員がおっしゃるようになるとおりになります。

○情報管理課長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。「財産の取得（消防ポンプ自動車）に係る進捗について」、報告を求めます。

○防災安全課長

「財産の取得（消防ポンプ自動車）に係る進捗について」、ご説明いたします。本件につきましては、令和4年6月27日付で議決を受けた消防ポンプ自動車の物品契約について、本契約を行い、消防自動車の取得を進めておりますが、その製造過程において、使用する車両の自動車メーカーである日野自動車及びトヨタ自動車による国交省への報告義務違反（排ガス認証）関係のものが発覚したため、当該物品契約の事務事業において、遅延等の影響が発生しており、今回その内容について報告するものでございます。

まず、対象となる消防ポンプ自動車に係る物品契約の内容でございますが、飯塚市消防団、潁田方面隊第4分団に配備するため、議決同日に取得価格2076万8千円、福岡市博多区東光2丁目18番37号、株式会社ナカムラ消防化学、福岡営業所所長 山口貴志氏との契約締結に至っております。

次に、今回の内容についてでございますが、消防ポンプ専用自動車を含み、自動車メーカーの国土交通省に対する報告義務違反等により、対象車両の出荷停止措置がとられました。違反項目は、排ガス認証に係るものとして、劣化耐久試験の各測定点において、測定回数不足の箇所があったこと。また、劣化補正值の算定において、各箇所1回分のデータで算出したことなどがございます。このことにより令和4年8月22日から、約20日間、自動車メーカーからの出荷が停止となっております。現在、出荷停止期間は解除されたものの、自動車メーカーによる車両車種の出荷期日が未定であり、契約先事業者による装備を含む架装等の開始期日も未定であることから、納期内の納入について未確定となっております。今後は、出荷期日等の正式な報告を受けた後、契約期間の変更等の事務作業とあわせて、本年度内の納入が困難となったことから、既決予算の繰越明許等の事務を進めてまいります。

なお、今回の遅延等の影響については、自動車メーカーの起因によるものであり、担当課としましては、契約先事業者であります株式会社ナカムラ消防化学は、何ら瑕疵がないものと判断しております。以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。これもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。